

静岡県告示第239号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、平成30年3月30日から2週間下田土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
一般国道	414号	下田市本郷字上川向6番の5から 下田市河内字上湯原297番の3まで	前	㊶ 10.0～29.0	1,186.4
		下田市本郷字上川向6番の5から 下田市立野字小立野154番の6まで		㊷ 6.5～23.0	484.8
		下田市本郷字上川向6番の5から 下田市河内字上湯原297番の3まで	後	㊶ 10.0～29.0	1,186.4

備考 ㊶及び㊷は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

=====

静岡県告示第240号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、平成30年3月30日から2週間富士土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)

一般国道	469号	富士宮市栗倉字水廻1790番 の2から	前	㊤ 14.5～59.4	2,254.4
				㊢ 3.4～28.6	4,589.0
		富士宮市山宮字馬見平821 番の5まで	後	㊤ 14.5～59.4	2,254.4

備考 ㊤及び㊢は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。